

(公財) 松山観光コンベンション協会

松山MICEブランドロゴ利用規定

(目的)

第1条 公益財団法人松山観光コンベンション協会では、会議主催者等へのセールスツールとして、松山MICEブランドロゴ（以下「ロゴ」という）を使用することにより、MICE開催地としての松山市の魅力やイメージの向上とMICE誘致促進を図る。また、MICE関連事業者も広くロゴを使用することにより、地域が一体となりMICE誘致に取り組む機運醸成と連携強化を図る。

(ガイドラインの遵守)

第2条 ロゴを利用する際には、松山MICEブランドガイドラインに従わなければならない。

(利用申請)

第3条 利用を希望するものは、申請書（様式1）を事前に提出する。なお、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に利用する場合
 - (2) 愛媛県、松山市、一般社団法人愛媛県観光物産協会が利用する場合
- 2 申請内容に変更が生じた場合は速やかに再度、申請書（様式1）を提出する。

(利用料)

第4条 利用料は無料とする。

(許諾)

第5条 会長は、申請があったときは、その内容を審査し、すみやかに決定を行い、申請者に許諾書（様式2）で通知する。なお、許諾の権利は第三者に譲渡や転貸はできない。

(許諾の制限)

第6条 ロゴの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、許諾しないものとし、許諾後であっても、許諾を取り消しする。

- (1) 法令又は公序良俗に反すると認められる場合
- (2) 松山MICEブランドのイメージ低下につながると認められる場合
- (3) 第三者の利益を侵害すると認められる場合
- (4) 申請書に記入した用途以外の利用
- (5) 特定の個人、団体、政治活動、宗教活動を支援する恐れがあると認められる場合
- (6) 暴力団もしくは暴力団員等と密接な関係を有する者、その他これらに準ずる者等の反社会勢力に該当するとき

(7) その他、会長が適切でないと認めた場合

(損害責任)

第7条 申請者がロゴを利用することにより生じる一切の損害賠償責任は申請者が負う。

(その他)

第8条 この規定に定めのない事項については、会長が別に定める。

付 則

この規定は、令和4年1月14日から適用する。